

沼津市建設工事請負契約保証事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、沼津市契約規則（昭和52年沼津市規則第21号。以下「契約規則」という。）第32条に規定する請負契約締結の際に付されることとなる保証の事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 落札証明書の交付

- (1) 財務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）は、請負代金額が300万円以上となる請負契約について、落札者に対し、設計図書とともに落札証明書（第1号様式）を交付する。
- (2) 落札証明書は、落札決定通知を行うと同時に、工事名、工事箇所、工期、落札業者名、請負代金額、落札日及び契約予定日を記載した上、契約検査課長が落札事実を証明する旨の文言付記及び押印を行うことにより作成する。

3 請負契約締結時の取扱い

- (1) 落札者は、落札決定通知を受けたときは、落札証明書に基づいて直ちに保証手続きをとり、落札者が記名押印した請負契約書とともに次に掲げる書類を契約検査課長に提出しなければならない。
 - ア 契約保証金の納付の場合 契約保証金提出書（第2号様式）及び納付書兼領収書（沼津市会計規則（昭和39年沼津市規則第15号。以下「会計規則」という。）第11号様式）の写し
 - イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合 有価証券と有価証券提出書（第3号様式）
 - ウ 金融機関又は前払金保証事業会社の保証の場合 保証書
 - エ 公共工事履行保証証券の保証の場合 保証証券
 - オ 履行保証保険契約の締結の場合 保険証券
- (2) 契約検査課長は、(1)により提出された書類を確認した後、請負契約書の一件書類に綴っておくものとする。この場合において、(1)のアの契約保証金提出書、イの有価証券提出書及びウの金融機関の保証書については、その写しを綴るものとする。
- (3) 請負者が契約保証金の納付を選択する場合は、次のように取り扱うものとする。
 - ア 契約検査課長は、請負者に対し、会計規則第11号様式による納付書を発行する。この場合においては、納付金額が請負代金額の10分の1以上の額となっていることを確認すること。
 - イ 請負者は、アの納付書により指定金融機関に現金を納付し、その領収証書を契約検査課長に提示する。
 - ウ 契約検査課長は、アの手続きをとったときは、会計規則第94条の規定により当日分を一括して、契約保証金等受払簿（第4号様式）にその旨を記載すること。
 - エ 契約検査課長は、会計管理者から契約保証金に係る領収済通知を受けたときは、契約保証金等受払簿の該当欄に収入の消込みを行うこと。
 - オ 契約検査課長は、請負契約書の契約保証金欄の金額と約款第4条第1項第1号該当と記入されていることを確認する。
 - カ 契約保証金提出書は契約検査課で保管し、写しを契約書に綴っておくものとする。
- (4) 請負者が有価証券の提供を選択する場合は、次のように取り扱うものとする。
 - ア 担保提供として扱う有価証券は国債（利付き国債）に限るものとし、額面の100%で換算する。
 - イ 請負者は、契約締結の際に有価証券提出書に有価証券を添えて契約検査課長（出納員）に提出する。

- ウ 契約検査課長は、請負者に対し、有価証券預り書（第5号様式）を発行する。この場合においては、提供される有価証券の額面金額が請負代金額の10分の1以上の額となっていることを確認すること。
- エ 契約検査課長は、有価証券の提出を受けたときは、有価証券提出書を確認して契約保証金等受払簿にその旨を記載すること。
- オ 契約検査課長は、会計管理者に有価証券の保管を依頼する。
- カ 契約検査課長は、請負契約書の契約保証金欄の金額と約款第4条第1項第2号該当と記入されていることを確認する。
- キ 有価証券提出書は契約検査課で保存し、写しを契約書に綴っておくものとする。
- (5) 請負者が金融機関の保証を選択する場合は、次のように取り扱うものとする。
 - ア 保証を求めることができる金融機関の範囲は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とする。
 - イ 金融機関の保証に係る保証債務の履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されていること。
 - ウ 契約検査課長は、請負契約書の契約保証金欄の金額と約款第4条第1項第3号該当と記入されていることを確認する。
 - エ 契約検査課長は、提出された金融機関の保証書を契約検査課で保管し、その写しを請負契約書の一件書類に綴っておくものとする。
- (6) 請負者が前払金保証事業会社の保証を選択する場合は、次のように取り扱うものとする。
 - ア 前払金保証事業会社の保証に係る保証債務の履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されていること。
 - イ 契約検査課長は、請負契約書の契約保証金欄の金額と約款第4条第1項第4号該当と記入されていることを確認する。
 - ウ 提出された前払金保証事業会社の保証書は、その原本を請負契約書の一件書類に綴っておくこと。
- (7) 請負者が公共工事履行保証証券を選択する場合は、次のように取り扱うものとする。
 - ア 保証期間又は保険期間が工期を含むものであること。
 - イ 契約検査課長は、請負契約書の契約保証金欄の金額と約款第4条第1項第5号該当と記入されていることを確認する。
 - ウ 提出された公共工事履行保証証券又は履行保証保険証券は、その原本を請負契約書の一件書類に綴っておくこと。
- (8) 請負者が履行保証保険による保証を選択する場合は、次のように取り扱うものとする。
 - ア 保証期間又は保険期間が工期を含むものであること。
 - イ 契約検査課長は、請負契約書の契約保証金欄の金額と約款第4条第1項第6号該当と記入されていることを確認する。
 - ウ 提出された公共工事履行保証証券又は履行保証保険証券は、その原本を請負契約書の一件書類に綴っておくこと。

4 請負者の債務不履行が発生した場合の取扱い

- (1) 契約検査課長は、契約規則第43条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、工事施工担当課長に対し、その実情に応じて速やかに次のいずれかの措置をとるよう連絡するものとする。
 - ア 請負者から契約規則第35条第1項の規定により損害金を徴収して、工事を完成させること。
 - イ 公共工事履行保証証券による保証を付している場合は、当該保険会社に対し、契約規則第82条に規定する手続きをとることを通告し、当該保険会社と協力して必要な措置をとること。

ウ 契約規則第43条第1項又は第2項の規定に基づき、請負契約を解除すること。

- (2) 契約規則第43条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する事由が発生し、(1)のイ又はウの措置をとる必要が生じたときは、契約検査課長は、工事施工担当課長に対し、速やかに工事現場の保全、出来形の確認その他必要な措置をとるよう連絡するものとする。
- (3) 契約規則第43条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する事由が発生し、(1)のイ又はウの措置をとることとなったときは、請負者が選択した保証の種類に応じて、次のように取り扱うものとする。

ア 契約保証金の納付を選択している場合

(ア) 契約保証金を本市に帰属させる手続きをとること。(第6号様式)

(イ) 契約規則第83条第4項に規定する違約金の金額が、(ア)により本市に帰属する金額を超えているときは、当該超過額を請負者から徴収すること。

イ 有価証券の提供を選択している場合

(ア) 保管有価証券を本市に帰属させ、これを現金化し、歳入手続きをとること。(第7号様式)

(イ) 契約規則第83条第4項に規定する違約金の金額が、(ア)により本市に帰属する金額を超えているときは、当該超過額を請負者から徴収すること。

ウ 金融機関又は前払金保証事業会社の保証を選択している場合

(ア) 金融機関又は前払金保証事業会社に対し、請負者に通知した請負契約解除通知書(契約規則第22号様式)の写しを提出して、保証金の請求手続きをとること。(第8号様式)

(イ) 金融機関又は前払金保証事業会社に対する保証金の請求及び受領の手續関係書類の写しを請負契約書の一件書類に綴っておくこと。

(ウ) 契約規則第83条第4項に規定する違約金の金額が、(ア)により請求し、受領した保証金の金額を超えているときは、当該超過額を請負者から徴収すること。

エ 公共工事履行保証証券による保証を選択している場合

(ア) 契約検査課長は、直ちに工事施工担当課長及び保険会社と協議して、請負者の債務不履行の実態に応じて(1)のイ又はウのいずれの措置をとるかを決定すること。

(イ) (1)のイの措置をとることとなったときは、速やかに保険会社所定の手続きに従い、契約規則第82条に規定する手続きをとり、これに係る書類の写しを請負契約書の一件書類に綴っておくこと。

(ウ) (1)のウの措置をとることとなったときは、保険会社に対し、請負人に通知した請負契約解除通知書の写し及び保証証券を提出して保証金の請求手続きをとり、これに係る書類の写しを請負契約書の一件書類に綴っておくこと。(第8号様式)

(エ) 契約規則第83条第4項に規定する違約金の金額が、(イ)又は(ウ)により請求し、受領した保証金の金額を超えているときは、当該超過額を請負者から徴収すること。

オ 履行保証保険による保証を選択している場合

(ア) 保険会社に対し、請負者に通知した請負契約解除通知書の写しを提出して、保険金の請求手続きをとること。(第8号様式)

(イ) 保険会社に対する保険金の請求及び受領の手續関係書類の写しを請負契約書の一件書類に綴っておくこと。

(ウ) 契約規則第83条第4項に規定する違約金の金額が、(ア)により請求し、受領した保険金の金額を超えているときは、当該超過額を請求者から徴収すること。

5 工事完成時の取扱い

- (1) 請負者が契約保証金の納付を選択している場合は、次のように取り扱うものとする。

ア 請負者は、契約規則第72条第1項の規定による完成確認検査に合格し、又は同条第5項の規定による修補が完了したときは、契約規則第73条第1項の規定による請負代金の支払請求と同時に、契約保証金払渡し請求書(第9号様式)を提出すること。

イ 請負者は、払渡しの請求を行うときは、請求書の提出に合わせて3の(3)のイにより交付された領収書を契約検査課長に返還すること。

ウ 契約検査課長は、契約保証金払戻し請求書の提出を受けたときは、次のように取り扱う

こと。

(ア) 完成検査の工事完成認定書の確認その他の方法により工事の完成を確認する。

(イ) 請負者から返還された領収証書に、出納員として払戻しを行う旨を付記し、これに押印する。

(ウ) 払戻し請求書にイの領収証書を添付して、会計規則第94条の規定により準用する会計規則第3章第5節の規定に基づいて支出手続をとるとともに、契約保証金等受払簿にその旨を記載する。

(2) 請負者が有価証券の提供を選択している場合は、次のように取り扱うものとする。

ア 請負者は、(1)のアに掲げるところにより、請負代金の支払請求と同時に、保管有価証券の還付を請求すること。

イ 請負者は、アの還付請求を行うときは、有価証券還付請求書（第10号様式）の提出に合わせて3の(4)のウにより交付された有価証券預り証を出納員（契約検査課長）に返還すること。

ウ 契約検査課長は、有価証券の還付請求を受けたときは、次のように取り扱うこと。

(ア) 完成検査の工事完成認定書の確認その他の方法により工事の完成を確認する。

(イ) 請負者から返還された領収証書に、出納員として還付を行う旨を付記し、これに押印する。

(ウ) 有価証券還付請求書及び返還された領収証書の内容を確認した後、出納員として保管有価証券を請負者に還付するとともに、契約保証金等受払簿にその旨を記載する。

(3) 請負者が金融機関の保証を選択している場合は、次のように取り扱うものとする。

ア 契約検査課長は、完成検査の合格通知書の確認その他の方法により工事の完成を確認すること。

イ 契約検査課長は、現に保管している金融機関の保証書を請負者を通じて当該金融機関に返還すること。

ウ 契約検査課長は、イにより保証書を返還するときは、請負者から受領書（第11号様式）を徴するとともに、契約保証金等受払簿にその旨を記載すること。

(4) 請負者が前払金保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険による保証を選択している場合は、工事が完成した場合においても、保証書、保証証券又は保険証券をそのまま請負契約書の一件書類に綴っておくものとする。

6 請負代金額を増額変更する場合の取扱い

(1) 請負代金額の増額変更に伴う契約規則第32条第1項の規定による保証の額の増額請求は、請負代金額の増額変更率が30%を超える場合に行うものとする。

(2) (1)の場合においては、契約検査課長は、保証の額を変更後の請負代金額の10分の1以上の額とするよう請負者に請求するものとする。

(3) 請負者が契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、請負変更契約書の提出に合わせて、契約保証金の増額又はこれに相当する価格の有価証券の追加について、3の(1)から(4)までに掲げる手続に準じた手続をとるものとする。

(4) 請負者が金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険による保証を選択している場合は、請負者は、請負変更契約書の提出に合わせて、(2)による保証の額の増額変更について、それぞれ所定の手続をとった上、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類を契約検査課長に提出しなければならない。この場合において、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類は、請負変更契約書とともに請負契約書の一件書類に綴っておくものとする。

7 請負代金額を減額変更する場合の取扱い

(1) 請負者の減額変更に伴う契約規則第32条第1項の規定による保証の額の減額請求は、原則として認めないものとする。

(2) 特別の事情により保証の額の減額請求を認める場合は、請負者に保証の額を変更後の請負代金額の10分の1の以上の金額に保たれる範囲での減額変更を請求させた上、次のように取り扱うものとする。

- ア 契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、請負変更契約書の提出に合わせて、契約保証金の減額分の払戻し又はこれに相当する価格の有価証券の還付について、5の(1)又は(2)に掲げる手続に準じた手続をとること。
 - イ 金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券による保証を選択している場合は、請負者は、請負変更契約書の提出に合わせて、保証の額の減額変更について、それぞれ所定の手続をとった上、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類を契約検査課長に提出すること。
 - ウ イの場合において、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類は、請負変更契約書とともに請負契約書の一件書類に綴っておくこと。
- (3) 請負者が履行保証保険による保証を選択している場合は、保険金額の減額変更が行われないこととなっていることから、契約規則第32条第1項の規定による保証の額の減額請求を認めないものとする。

8 工期を変更する場合の取扱い

- (1) 工期の延長を行うとする場合で、現行の保証期間が変更後の工期を含まないときは、次のように取り扱うものとする。
- ア 契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、保証期間は工期と同一のものであると解されるため、請負変更契約書の締結手続のみを行うこと。
 - イ 金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券による保証を選択している場合は、請負者は、請負変更契約書の提出に合わせて、工期の延長について、それぞれ所定の手続をとった上、延長に係る保証書、異動承認書その他の書類を契約検査課長に提出すること。
 - ウ イの場合において、延長に係る保証書、異動承認書その他の書類は、請負変更契約書とともに請負契約書の一件書類に綴っておくこと。
 - エ 履行保証保険による保証を選択している場合は、保険期間が工事の完成まで存していることから、請負変更契約書の締結手続のみを行うこと。
- (2) 工期の短縮を行うとする場合は、保証期間の短縮変更を行わず、請負変更契約書の締結手続のみを行うものとする。

9 履行遅滞時の取扱い

履行遅滞により契約規則第35条第1項の規定による損害金を請求する場合には、保証期間内に工事完成が見込まれる期日が含まれるよう当該保証期間を延長するものとし、その手続は、8の(1)に準ずるものとする。

10 随意契約の場合の取扱い

随意契約により請負者が決定する場合における請負契約締結時の事務取扱いについては、2及び3の(1)に準ずるものとする。

付 則

この要領は、平成8年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年3月12日から施行する。

契約保証金提出書

(あて先) 沼津市長

年 月 日

住所

商号

氏名

印	鑑

下記の金額を契約保証金として提出します。

金

工 事 名

場 所 沼津市 地内

契 約 金 額

契 約 年 月 日 年 月 日

工 期 年 月 日から 年 月 日まで

【注】保証金の払戻しの際に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

年 月 日

(あて先) 沼津市長

住所
商号
氏名

印

有価証券提出書

下記の工事請負契約の契約保証金に代わる担保として、下記の証券を提出します。

工事名 _____

証券の種類	総 額 面	券面金額	数量	記号	番 号	備考

※利札が工期中のものは外すこと。

年 月 日

住所

商号

氏名 様

出納員 契約検査課長 印

有価証券預り書

下記工事請負契約の契約保証金に代わる担保として、下記の証券を預かりました。

工事名 _____

証券の種類	総額面	券面金額	数量	記号	番号	備考

年 月 日

会計管理者 様

財務部契約検査課長

契約保証金に係る保管金の納入について（依頼）

会計規則第32条の規定により納付された下記保管金について、債務不履行により当該契約を解除したので、歳入として納入を取り計らわれない。

記

提出書番号 (当初)	年度 第 号	種 目	契 約 保 証 金
提出年月日	年 月 日	保管金の 金 額	円
提出者氏名			

保証金請求書

年 月 日

様

(金融機関等又は保険会社名)

氏名 沼津市長

印

請負者 _____ と締結した工事請負契約(工事名 _____)
を解除しましたので、下記の金額の支払いを請求します。なお、支払い方法については、別途、
納入通知書を送付するので、それに従ってください。

記

請求金額

円

証券番号 _____

【注】証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

契約保証金払渡請求書

(払渡しの事由) _____

(あて先) 沼津市長

年 月 日

住所

商号

氏名

印	鑑

上記事由により、下記契約保証金を下記振込先に振り込んでください。

金

保証金提出書の
日付及び番号

年 月 日
年度 第 号

振込先	銀行		本店・支店
口座	1. 普通	2. 総合	3. 当座
名義			
店番号		口座番号	

年 月 日

(あて先) 沼津市長

住所

商号

氏名

印

有価証券還付請求書

下記の工事が完了しましたので、契約保証金に代わる担保として、貴職に預けていた下記の有価証券の返還を請求します。

工事名

証券の種類	総額面	券面金額	数量	記号	番号	備考

.....
年 月 日

有価証券受領書

上記有価証券を受領いたしました。

住所

商号

氏名

印

年 月 日

保証書に係る受領書

(あて先) 沼津市長

住所

商号

氏名

印

貴職より保証書（変更契約書がある場合には、変更契約書を含む。）を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損につき一切の責任を負うことを約します。

保証期限変更に関する協議書

平成8年8月12日

沼津市長 様

東日本建設業保証株式会社
静岡支店長 浅野富男

東日本建設業保証株式会社前払保証約款第7条の2第1項の規定に基づき工期変更通知を受けた保証契約及び同約款特則の2（公共工事契約保証に関する特約事項）第2条第1項の規定に基づき工期変更通知を受けた契約保証特約については、変更通知に応じて保証証書記載の保証期間を自動的に変更することとし、当社からは、改めて変更があったことを証する書面の提出を省略したい旨、協議いたします。

なお、当該保証契約及び契約保証特約に係る当社の保証責任は変更工期の末日まで存続すること、並びに、被保証者が必要とするときは、直ちに当該変更があったことを証する書面を提出すること を確約いたします。

沼総第107号
平成8年8月15日

東日本建設業保証株式会社
静岡支店長 浅野富男

沼津市長

保証期限変更に関する協議について（回答）

平成8年8月12日付け協議があった公共工事前払金保証および契約保証に関する特約条項に係る保証期間の変更があったことを証する書面の省略について了承します。